

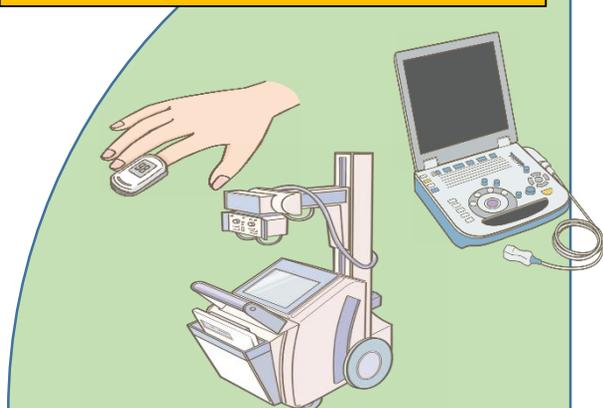
新たに在宅医療に取り組む  
医療機関のみなさま

すでに在宅医療に取り組んでいる  
医療機関のみなさま

# 補助金活用しませんか？

神奈川県は在宅医療に携わる医療機関を支援します！

①在宅医療を始めるための  
機器が欲しい



②オンライン診療を始める  
ための機器が欲しい



④退院支援のために医師事務  
作業補助者を採用したい



③多職種連携するための  
機器が欲しい



詳細は、県のHPでご確認ください。

神奈川県 在宅医療 補助金

検索



# 新たに在宅医療に取り組む医療機関はこちらの補助金が活用できます！

※すでに在宅医療に取り組んでいる医療機関が活用できる補助金については、県HPでご確認ください。

## 神奈川県在宅医療提供体制整備事業費補助金

申請期間	令和6年9月20日(金)～令和6年11月29日(金) ※チラシ表面の④(医師事務作業補助者採用に係る補助)の申請期間は、令和6年10月31日(木)までです。 詳しくは県HPをご確認ください。
対象者	次のすべての要件に該当する病院又は診療所(歯科診療所は除く。) ✓ 県内に所在する医療機関であること ✓ 今年度中に、在宅療養支援診療所または在宅療養支援病院(以下「在支診または在支病」という。)の施設基準に係る届出を行う医療機関であること(※1) ✓ 自由診療のみに特化している医療機関でないこと  なお、オンライン診療等に活用する情報通信機器を購入する場合は、以下の要件も含まれます。 ✓ 今後オンライン診療等を開始しようとする医療機関(今年度中に情報通信機器を用いた診療の施設基準に係る届出を行う医療機関)であること(※2)  ※1 実績報告の際に、在支診または在支病の施設基準に係る届出の写しを県に提出してください。 ※2 実績報告の際に、情報通信機器を用いた診療の施設基準に係る届出の写しを県に提出してください。
対象経費	・在宅医療の提供に必要となる医療機器 ・オンライン診療等に活用する情報通信機器
補助上限額(補助率)	2,250千円(補助率3/4)
予算総額	45,600千円 ※予算総額には、すでに在宅医療に取り組んでいる医療機関への補助も含む。 ※新たに在宅医療に取り組む医療機関への補助は10施設程度を予定。
留意事項	・ <b>予算上限に達した場合は、上記の申請期間中であっても募集終了</b> となります。 ・申請書類は <b>先着順で審査</b> の上、順次交付決定を行います。 ・交付決定後に機器類の購入やオンライン診療システムの利用開始手続きを始めてください。 <b>交付決定前の機器等の購入は補助対象外</b> となりますのでご注意ください。
提出先	〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県 健康医療局 医療企画課 地域包括ケアグループ 電話: 045-210-4865(直通) メールアドレス: <a href="mailto:ouhuku-iryuu@pref.kanagawa.lg.jp">ouhuku-iryuu@pref.kanagawa.lg.jp</a>



### ツールを知る



#### オンライン診療システム 提供事業者による合同説明会

令和4年11月17日(木)開催

予約から決済まで一括で対応できるオンライン診療システムのサービス内容や利用料金について、システム提供事業者が説明しています。

動画配信中



[https://www.youtube.com/watch?v=uwgGsxs\\_CCQ](https://www.youtube.com/watch?v=uwgGsxs_CCQ)